

2 さらなる権限移譲の取組み －（１） 進め方

◇市町村への権限移譲

◎「特例市並みの権限移譲」の取組みについては、大幅な権限移譲が短期間に実現するなど一定の成果がある一方で、市町村間のバラつきなどの課題も明らかに。

・「特例市並みの権限移譲」は、国の地方分権改革推進委員会勧告により、基礎自治体の事務として示された事務が中心。

⇒市町村優先の原則に基づき、基礎自治体の事務として「特例市並みの権限移譲」の定着・充実を図ることが先決

◎他府県実績を踏まえたさらなる移譲事務の選定

【目標】：府でなくては担えない事務を除く全ての事務を市町村に移譲（「大阪発“地方分権改革”ビジョン」【第2フェーズ】）

⇒大阪府の全ての権限（8,000条項）のうち、他府県での実績を踏まえて、半分（4,000条項）を超える権限の移譲を目指す

【取り巻く環境】 ⇒ 「短期間に大幅な権限移譲を推進する環境とは言い難い」

《地方分権改革の進展状況について》

・国における基礎自治体への権限移譲は、一定収束となっている（さらなる一括法等による新たな法定移譲は見込めない）

・道州制に係る議論はこれから ・市町村合併の特例措置は大幅縮小

《中核市事務の核となる保健分野の権限について》

・保健所事務は保健所政令市以外の市町村に、事務処理特例制度を活用した移譲は認めない（厚生労働省の見解）

《府内市町村の状況》

・市町村の規模によって異なるが、現行体制でさらなる権限移譲を進めるのは一定の限界となっている

⇒ 権限移譲の歩みを止めることなく推進するため、他府県移譲実績を踏まえ、現時点で移譲することが可能な事務に限り、設定

現行体制に一定の限界のある中で、さらなる権限移譲を進めるには、併せて市町村の体制整備も必要

◇市町村の体制整備

・さらなる権限移譲の受け皿ともなる市町村間の広域連携や新中核市制度の活用（中核市移行支援）による中核市への移行など、市町村における体制整備への取組みに対しては、府は、コーディネート機能を担い、推進のための支援を行うことが必要

◆市町村優先の原則に基づき、「特例市並みの権限移譲」の取組みの定着及び充実を図ることを優先

◆新たな権限移譲は、他府県実績を踏まえ、現時点において、移譲することが可能な事務に限り、設定

◆広域連携をはじめとする市町村の体制整備の推進により、市町村の基盤強化を図る

2- (2) 「特例市並みの権限移譲」の充実

1. 基本的な考え方

- 「特例市並みの権限移譲」は、基礎自治体が担うべき事務として、積極的に移譲することを検討
 - ☞さらに移譲を進めるためには、これまでの取組み実績を踏まえ、移譲率の高い事務や移譲効果の高い事務を「重点化」して移譲を進めるなど、「特例市並みの権限移譲」の充実を図るための工夫が必要

2. 移譲の進め方

1. 「重点取組事務」の設定（42事務）【別表1参照】

(1) 対象市町村全てに移譲が完了していない事務（67事務）のうち、多くの市町村で移譲済みとなっている事務

- ・府内の町村（10町村）の半数（5団体）以上が移譲済みとなっている事務・・・未移譲団体5団体以下
 - ☞一定の規模の底上げを図ることができる事務（移譲が進みやすい事務）として位置づけ

○未移譲団体が少数（5団体以下）の事務（40事務のうちH26完了する1事務除く39事務を「重点」）

(2) 「重点取組」とした事務以外（27事務【未移譲団体が6団体以上】）で「移譲効果の高い事務」とされる事務

- ・「移譲効果の高い事務」：申請者が住民で、かつ処理件数が（多数）あり、専門職を要しない事務

- ①「身体障がい者手帳交付事務」
- ②「精神障がい者保健福祉手帳交付事務」
- ③「農地転用の許可等事務」

「重点取組事務」に設定
【42事務】

2. 「重点取組事務」の進め方

(1) 各市町村と大阪府の個別協議により移譲を推進

- ・市町村による基礎自治体が備えるべき事務として、積極的に移譲を検討

(2) 未移譲団体の個別の要因を分析・整理（ヒアリング）し、移譲に向けたきめ細やかなサポート

例) 移譲済市町村の状況の提供や広域連携構築のためのコーディネートなどきめ細やかなサポートによる推進

※「重点取組事務」以外の事務についても、各市町村の発意により「手挙げ方式」にて移譲を推進【24事務】

◆各市町村における積極的な検討と、府のきめ細やかなサポートにより、移譲を推進

2-(3) 新たな事務の移譲

1. 基本的な考え方

○権限移譲の歩みを止めず移譲を推進するため、他府県実績を踏まえ、移譲の可否を検討

・他府県実績があっても、財源と権限のミスマッチや法等の趣旨・事業の内容から府で実施することが効果的なものについては、引き続き府で実施

☞現時点で移譲することが可能な事務に限り、設定

2. 移譲事務【43事務（約500条項）】

1. 移譲する事務【35事務】【別表2参照】

例：①民生委員の指揮監督、定数設定、費用負担等（民生委員法）

②特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額の認定（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

③児童委員に対する指揮監督（児童福祉法）

2. 既移譲事務に係る付帯事務の追加【8事務】【別表3参照】

例：①事業計画等の修正の申告の受理等（土地区画整理法） ☞【既移譲事務：「区画整理会社の土地区画整理事業に係る認可・指揮監督等」No.89】

3. 移譲の進め方

1. 「重点取組事務」の設定（25事務）

○すべての対象市町村において、積極的に計画に盛り込む方向で調整する事務

☞市町村が受け入れやすいと思われる事務として「重点取組事務」に設定

・「市町村事務・既移譲事務との関連性がある」事務（10事務）

・「市町村事務・既移譲事務との関連性はない」が、「専門職が不要」で「対象範囲が多く」「事務の発生が見込まれる」事務（7事務）

・既移譲事務に追加する条項（8事務）

2. 移譲の進め方

(1)市町村種別（規模）ごとに事務を提示（大阪府）

・市町村の種別ごと（規模別）に移譲リストを提示（第1フェーズでは、市町村規模に関わらず、市町村毎に事務を提示）

(2)「第2次権限移譲実施計画（案）（仮称）」の策定（市町村）（H27～H29の3年間）

・府が提示する移譲事務リストを基に、各市町村において「第2次権限移譲実施計画（案）（仮称）」を策定

（第1フェーズでは、実施計画（案）の「たたき台」を府から提示 ※市町村からの発意による「手挙げ方式」も併用）

※「重点取組事務」以外の事務については、対象市町村において、自主的な判断で計画に盛り込む方向で調整

・新規移譲事務のうち「重点取組事務」設定事務を除く18事務

※移譲事務リストへの提示のない大阪府の事務・権限についても、市町村の発意による「手挙げ方式」により、個別に移譲を検討

2-(4) 市町村の体制整備の推進

◆ 体制整備

◇ これからの取組み

人口減少・少子高齢化社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制（第30次地方制度調査会答申）

◆ 基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な合併や市町村間の広域連携など多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から、最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要

◆ 市町村間の広域連携の推進

- 内部組織の共同設置や事務委託など、これまでの取組みを拡大
 - ・未設置地域での設置や既設置地域における取組み分野の拡大
- 新たな制度の活用（通常国会「自治法改正」を予定）
 - ・「連携協約」制度や「事務の代替執行」制度の活用

◆ 新中核市移行支援

- 中核市制度と特例市制度の統合
 - ・特例市制度を廃止し、中核市指定要件を「人口20万以上」に変更
- 意向のある団体を積極的支援（市町村体制整備の推進）

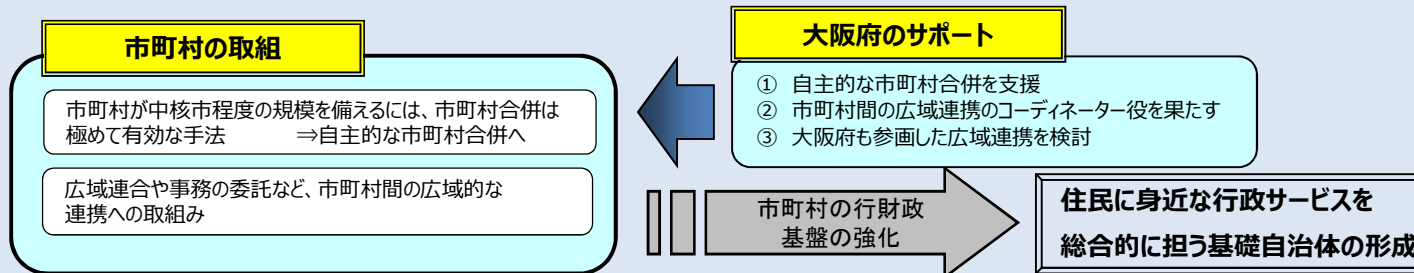
【参考】大阪発“地方分権改革”ビジョン（抜粋）

◀ 将来の市町村に求められる姿 ▶

- ◆ 府と市町村の新しい関係を築いていくためには、府の役割を純化するなど、府と市町村の役割分担を見直すことが必要
- ◆ 市町村が、自らの判断と責任で住民福祉、健康、環境保全に関する事務など住民に身近な行政サービスを総合的に担うためには、中核市程度の規模に再編していくことが望ましい。

【大阪府市町村合併推進審議会答申】

- ・基礎自治体としての能力向上や官民協働推進の観点から、中核市・特例市並みの機能を備えることが望ましい。
- ・行政経費＝人口20～30万程度が最も効率的
- ・行政組織＝規模が大きいかほど専任組織の設置や専門職員の配置が可能



2- (5) 権限移譲の推進に向けての取組み

◆ 課題と対応

| 課題 | 状況 | 対応(取組み) |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○市町村間のバラつき ○人員配置が困難 (特に専門職の配置) | 市町村毎の移譲率 (52%~100%) 市町村行政職員数 H22⇒H25 ▲2,171人 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村間の広域連携の推進 ⇒市町村振興補助金で取組支援 ⇒府はコーディネート機能を発揮 ・実務経験のある府OBの活用【拡充】 ⇒人材バンクを有効活用 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○僅少な事務について、ノウハウの定着及び蓄積が困難 | | <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの整備を促進 ・情報共有体制の構築 ⇒既存会議 (府連絡会議、市町村間連絡会議) の活用 ⇒新たな連絡会議の設立 府は、コーディネート機能を発揮 ・必要に応じ、事例検討などにおいて府職員を講師として派遣 (連絡会議などにおいて活用) |
| <ul style="list-style-type: none"> ○移譲事務交付金の算定の見直し | ・処理実績時間と交付金算定処理時間との乖離 | ・移譲後間もないことから、一定期間経過後、再検証し、必要に応じ改善 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○事務移譲に対する職員の意識の向上 | ・府からの事務引き継ぎは不十分 ・一部の市町村から負担感が大きいとの声もある | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な研修、説明会の実施 ⇒府・市町村職員に対し、事務処理特例制度を活用した権限移譲に対する研修を実施 |

きめ細やかなサポート実現のため、「地域ブロック会議(仮称)」を設置【新規】

◆ 「地域ブロック会議（仮称）」（案）の概要

～地方分権（権限移譲、広域連携）の推進のためのきめ細やかなサポート～

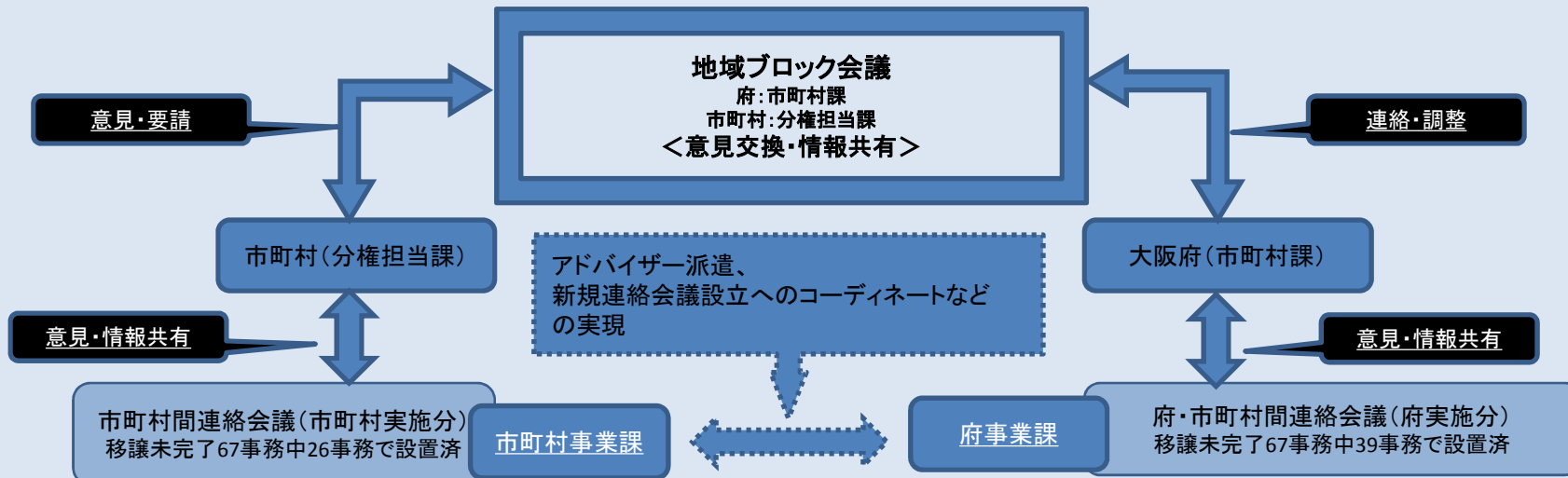
◎目的

移譲事務の円滑な処理やさらなる権限移譲及び広域連携の推進を図るためのきめ細やかなサポートを行う仕組みとして地域ブロックごとに大阪府と市町村で構成する「地域ブロック会議（仮称）」を設置

◎役割

市町村からの意見や要請などの声を吸い上げ、市町村間の広域連携の推進や情報共有体制構築に係るコーディネートなど、各地域における課題解決に向けたきめ細やかなサポートを行うための「窓口」機能を担う

例) /ウハウ定着のためのフォロースキーム（既存組織の活用）



2－（6） 権限移譲の取組みに対する支援

◆ 取組みに対する支援

1 . 財 政 措 置

◆ 移譲事務交付金（現行制度）

- ・移譲事務に対して交付している「経常的経費に係る交付金」は、移譲事務に係る各市町村の年間処理件数に応じた金額を交付
- ・1 事務あたり6 時間分の人件費を固定経費分として交付

◆ 市町村振興補助金による支援（平成25年度から「地方分権改革推進」に重点化）【拡充】

- ・「特例市並みの権限移譲」及び「新たな権限移譲」に係るインセンティブとして支援
 - ・権限移譲の受け皿としての体制整備（広域連携等）のインセンティブとして支援 など
- ⇒重点取組事務数、移譲事務数、広域連携への取組みなどを勘案し、積極的に取り組む市町村（政令市除く）を支援

2 . 人 的 支 援

- ・「人的支援メニュー」を設定（「特例市並みの権限移譲」と同様に、移譲事務ごとに市町村研修生の受入れ等をメニュー化）
- ・職員派遣
- ・市町村職員と府職員の人事交流
- ・府OB職員と市町村との人材マッチング【拡充】
- ・事務処理特例制度に係る研修会の実施【新規】

3 . そ の 他 支 援

◆「地域ブロック会議(仮称)」の設置【新規】

- ・市町村からの意見や要請などの声を吸い上げ、市町村間の広域連携の推進や情報共有体制構築に係るコーディネートなど、各地域における課題解決に向けたきめ細やかなサポートを行うための「窓口」機能を担う

【別表1】「特例市並みの権限移譲」【重点取組】事務一覧【第1フェーズ】

NO.1

| 番号 | 事務番号 | 分野 | 事務名称 | 法令名 | 法定権限 | 未移譲団体数 | 備考 |
|----|------|----|------------------------------------|---|-----------------------|--------|-------------|
| 1 | 3 | 生活 | 高圧ガス保安法に基づく許認可等 | 高圧ガス保安法 | 府 | 2 | |
| 2 | 4 | 生活 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許認可等 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 同法施行令 | 府 | 2 | |
| 3 | 5 | 生活 | 火薬類製造販売営業の許可等 | 火薬類取締法 同法施行規則 | 府 | 2 | |
| 4 | 7 | 生活 | 特定非営利活動法人の設立の認証等 | 特定非営利活動促進法 租税特別措置法施行令 | 政令市 | 5 | |
| 5 | 8 | 福祉 | 児童福祉施設設置（保育所、児童館）にかかる認可等 | 児童福祉法 同法施行規則 | 中核市 (児童館は、 政令市) | 5 | |
| 6 | 9 | 福祉 | 児童福祉施設設置（助産施設・母子生活支援施設）にかかる認可等 | 児童福祉法 同法施行規則 | 中核市 | 5 | |
| 7 | 10 | 福祉 | 認可外保育施設からの届出の受理等の事務 | 児童福祉法 | 中核市 | 5 | |
| 8 | 14-1 | 福祉 | 身体障がい者手帳の交付 | 身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行令 児童福祉法 | 中核市 | 14 | 「移譲効果の高い事務」 |
| 9 | 14-3 | 福祉 | 精神障害者保健福祉手帳の交付 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 政令市 | 13 | 「移譲効果の高い事務」 |
| 10 | 21 | 福祉 | 特別養護老人ホーム（定員29人以下の施設）の設置の認可 | 老人福祉法 | 中核市 | 3 | |
| 11 | 24 | 福祉 | 社会福祉法人の設立認可等 | 社会福祉法 | 市 | 1 | |
| 12 | 25 | 福祉 | 社会福祉事業（老人福祉センター）開始の届出の受理等 | 社会福祉法 | 中核市 | 2 | |
| 13 | 26-1 | 福祉 | 社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）開始の届出の受理等 | 社会福祉法 | 中核市 | 1 | |
| 14 | 26-2 | 福祉 | 社会福祉事業（隣保事業）開始の届出の受理等 | 社会福祉法 | 市 | 3 | |
| 15 | 42 | 公害 | 騒音規制法に係る規制基準設定事務等 | 騒音規制法 同法十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 | 市 | 3 | |
| 16 | 43 | 公害 | 振動規制法に係る規制基準設定事務等 | 振動規制法 同法施行規則 | 市 | 3 | |
| 17 | 44 | 公害 | 悪臭防止法に係る規制基準設定事務等 | 悪臭防止法 | 市 | 3 | |
| 18 | 45 | 公害 | 騒音に係る環境基準の地域類型の指定 | 環境基本法 | 市 | 3 | |
| 19 | 49 | まち | 農用地区域内における開発行為の許可等 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 府 | 5 | |
| 20 | 50 | まち | 農地転用の許可等 | 農地法 同法施行令 同法施行規則 | 府 | 20 | 「移譲効果の高い事務」 |
| 21 | 52 | まち | 都市緑地法に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区に関する事務 | 都市緑地法 | 市 | 1 | |

【別表1】「特例市並みの権限移譲」【重点取組】事務一覧【第1フェーズ】 NO.2

| 番号 | 事務番号 | 分野 | 事務名称 | 法令名 | 法定権限 | 未移譲団体数 | 備考 |
|----|------|----|---------------------------------|--|------|--------|----|
| 22 | 53 | まち | 地方公共団体等の土地の買取り希望の届出受理等 | 公有地の拡大の推進に関する法律 | 市 | 1 | |
| 23 | 54 | まち | 国土利用計画法に基づく事後届出に関する事務 | 国土利用計画法 | 政令市 | 2 | |
| 24 | 55 | まち | 遊休土地に関する事務 | 国土利用計画法 | 政令市 | 2 | |
| 25 | 56 | 生活 | 砂利採取時における採取計画の認可 | 砂利採取法 | 府 | 4 | |
| 26 | 57 | まち | 路外駐車場設置（変更）の届出の受理等 | 駐車場法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 市 | 2 | |
| 27 | 66 | まち | 特定都市河川浸水被害対策法に関する事務 | 特定都市河川浸水被害対策法 | 特例市 | 3 | |
| 28 | 70 | まち | 宅地造成工事規制区域指定等 | 宅地造成等規制法 | 特例市 | 5 | |
| 29 | 74 | まち | 終身建物賃貸借事業の認可等 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 中核市 | 2 | |
| 30 | 75 | まち | 優良住宅の認定等 | 租税特別措置法 同法施行令 | 府 | 3 | |
| 31 | 76 | まち | マンション建替事業に係る認可、指導監督等 | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 同法施行令 | 市 | 2 | |
| 32 | 77 | まち | 個人施行者の施行する住宅街区整備事業に係る認可・指導監督等 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 同法施行令 | 特例市 | 2 | |
| 33 | 78 | まち | 施設住宅等の区分所有者相互の事項に係る管理規約の認可 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 特例市 | 3 | |
| 34 | 79 | まち | 住宅街区整備事業により取得した施設住宅の一部の譲渡の届出の受理 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 特例市 | 1 | |
| 35 | 82 | まち | 組合が行う住宅街区整備事業に係る認可・指導監督等 | 組合が行う住宅街区整備事業に係る認可(組合設立、換地計画)、指導監督等 | 特例市 | 2 | |
| 36 | 84 | まち | 土地区画整理促進区域内等における土地の買取申出 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 同法施行令 | 特例市 | 1 | |
| 37 | 88 | まち | 再開発事業計画の認定等 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 特例市 | 3 | |
| 38 | 89 | まち | 区画整理会社の土地区画整理事業の認可・指導監督等 | 土地区画整理法 | 特例市 | 4 | |
| 39 | 90 | まち | 個人の土地区画整理事業の認可・指導監督等 | 土地区画整理法 | 特例市 | 4 | |
| 40 | 91 | まち | 組合の土地区画整理事業の認可・指導監督等 | 土地区画整理法 同法施行令 | 特例市 | 4 | |
| 41 | 92 | まち | 土地区画整理事業に係る建築行為等の許可等 | 土地区画整理法 | 府/市 | 3 | |
| 42 | 96 | まち | 防災街区計画整備組合の設立の認可等 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 特例市 | 3 | |

【別表2】新たに市町村へ移譲する方向の事務一覧【第2フェーズ】

◆ 新規移譲事務のうち「重点取組事務」

| 番号 | 分野 | 事務名称 | 法令名 (※は、移譲済の法令) | 法定 権限 | 移譲対象 | 重点 取組 | 既事務 関連 |
|----|----|--|--|----------|-----------------------|----------|-----------|
| 1 | まち | 都市施設又は現況調査に係る既存施設への立入調査、 勧告及び公表等 | 福祉のまちづくり条例 (※) | 府 | 特定行政庁 | ◎ | ★ |
| 2 | 福祉 | 民生委員の指揮監督、定数設定、費用負担等 | 民生委員法 | 中核市 | 全市町村 (政令・中核除 く) | ◎ | ★ |
| 3 | 福祉 | 特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額の認定等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律及 び施行規則 (※) | 府 | 特定市町 | ◎ | ★ |
| 4 | 福祉 | 児童委員に対する指揮監督 | 児童福祉法 (※) | 中核市 | 全市町村 (政令中核除く) | ◎ | ★ |
| 5 | 保健 | 遊泳場の開設許可、供用開始の届出 | 遊泳場条例 (※) | 府 | 政令・中核市 | ◎ | ★ |
| 6 | 保健 | ふぐ販売営業の許可、ふぐ取扱登録者の登録 | ふぐ販売営業等の規制に関する条例 (※) | 府 | 政令・中核市 | ◎ | ★ |
| 7 | 保健 | 犬、猫及び特定動物以外の引取り等 | 動物の愛護及び管理に関する法律 (※) 動物の愛護及び管理に関する条例 (※) | 政令市 | 中核市 | ◎ | ★ |
| 8 | 保健 | 動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置 | 動物の愛護及び管理に関する法律 (※) | 中核市 | 全市町村 (政令・中核除 く) | ◎ | |
| 9 | 保健 | 獣医師の届出受理 | 獣医師法 | 府 | 全市町村 | ◎ | |
| 10 | 農林 | 農薬販売業の届出等 | 農薬取締法 | 府 | 全市町村 | ◎ | |
| 11 | 農林 | 肥料販売業の届出等 | 肥料取締法 | 府 | 全市町村 | ◎ | |
| 12 | 農林 | 農地転用許可に係る大臣協議等 | 農地法 (※) | 府 | 全市町村 | ◎ | ★ |
| 13 | 農林 | 土地改良区の設立認可・指導・検査、土地改良事業に 関する認可、換地計画の認可等 | 土地改良法 大阪府土地改良法施行規則 | 府 | 全市町村 | ◎ | |
| 14 | 農林 | 緑化計画書の届出受理、勧告等 | 自然環境保全条例 | 府 | 全市町村 (一部市除く) | ◎ | ★ |
| 15 | 農林 | 農事組合法人に係る指導監督事務 | 農業協同組合法 | 府 | 全市町村 | ◎ | |
| 16 | 環境 | 廃棄物再生事業者の登録に関する事務 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 府 | 政令・中核市 | ◎ | ★ |
| 17 | 他 | 有害図書類の陳列場所の変更等に係る勧告等の事務 | 青少年健全育成条例 | 府 | 全市町村 | ◎ | |

【別表2】新たに市町村へ移譲する方向の事務一覧【第2フェーズ】

◆ 新規移譲事務のうち「重点取組事務」を除く事務

| 番号 | 分野 | 事務名称 | 法令名 (※は、移譲済の法令) | 法定 権限 | 移譲対象 | 重点 取組 | 備考 |
|----|----|---|-----------------------------|----------|------------------|----------|----|
| 18 | まち | 一般自動車道に係る測量・調査・工事等に伴う他人の土地への立入許可に関する事務 | 道路運送法 | 府 | 全市町村 | | |
| 19 | まち | 風致地区内における行為許可・指導監督に関する業務 | 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例(※) | 一般市 | 町村 | | |
| 20 | まち | 建築物環境計画書の届出受理等 | 温暖化の防止等に関する条例 | 府 | 中核市程度 | | |
| 21 | 保険 | 死亡獣畜処理など各種許可、立入検査、報告徴収等 | 化製場等に関する法律 | 中核市 | 全市町村 (政令・中核除) | | |
| 22 | 農林 | 果樹園経営計画の認定、報告の徴収 | 果樹農業振興特別措置法 | 府 | 全市町村 | | |
| 23 | 農林 | エコファーマーの認定 | 持続性の高い農業生産方式導入促進に関する法律 | 府 | 全市町村 | | |
| 24 | 農林 | 緑地保全計画の策定等 | 都市緑地法(※) | 一般市 | 町村 | | |
| 25 | 農林 | 緑地管理機構の指定等 | 都市緑地法(※) | 府 | 全市町村 | | |
| 26 | 農林 | 生産事業者の登録、登録証交付、立入検査等 | 林業種苗法 | 府 | 全市町村 | | |
| 27 | 農林 | 分収林契約締結の斡旋(募集)、届出受理、勧告、報告徴収等 | 分収林特別措置法 | 府 | 全市町村 | | |
| 28 | 農林 | 入会林野整備計画の認可、意見聴取、調停等 | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 | 府 | 全市町村 | | |
| 29 | 農林 | 生産森林組合の設立認可等 | 森林組合法 | 府 | 全市町村 | | |
| 30 | 農林 | 水産業協同組合の検査指導監督 | 水産業協同組合法 | 府 | 特定市町 | | |
| 31 | 農林 | 輸出水産物を製造する事業場の登録、登録後の変更等に関する事務 | 輸出水産物の振興に関する法律 | 府 | 全市町村 | | |
| 32 | 農林 | 家畜市場の登録等 | 家畜取引法 | 府 | 全市町村 | | |
| 33 | 農林 | 家畜排せつ物の管理に係る指導等 処理高度化施設整備計画の認定 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | 府 | 政令・中核市 | | |
| 34 | 環境 | 工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(地下水採取)に係る許可等事務 | 工業用水法 大阪府生活環境保全条例 | 府 | 特定市町 | | |
| 35 | 生活 | ふ化業者の登録事務等 | 養鶏振興法 | 府 | 全市町村 | | |

【別表3】 既に移譲している事務に係る付帯事務の追加【第2フェーズ】

| 番号 | 分野 | 事務名称 | 法令名 (※は、移譲済の法令) | 法定 権限 | 移譲対象 | 重点 取組 | 備考 |
|----|----|--|--|----------|-------------------------------------|----------|----|
| 1 | まち | 拠点整備促進区域内における土地の買取り等に関する事務 | 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (※) | 一般市 | 移譲済町村 (追加事務) | ◎ | |
| 2 | まち | 事業計画等の修正の申告の受理等 | 土地区画整理法 (※) | 特例市 | 移譲済市町村 (No.89) | ◎ | |
| 3 | まち | 施行者の名称等の公告及び図書の送付 | 土地区画整理法 (※) | 特例市 | 移譲済市町村 (No.89) | ◎ | |
| 4 | まち | 土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助 | 土地区画整理法 (※) | 特例市 | 移譲済市町村 (No.89,90,91) | ◎ | |
| 5 | まち | 住宅造成事業の施行地区内の建築承認 | 住宅地造成事業に関する法律 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 | 政令市 | 河内長野市 (No.68) | ◎ | |
| 6 | まち | 第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域における大規模小売店舗変更届出受理 | 中心市街地の活性化に関する法律 | 政令市 | 移譲済市町村 (No.36) | ◎ | |
| 7 | 農林 | 総合化事業計画の認定に係る同意 | 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 | 府 | 移譲済市町村 (No.50) | ◎ | |
| 8 | まち | 総合化事業計画における販売施設の同意 | 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 | 特例市 | 市街化調整区域の開発許可等の権限を受けている市町 (No.68) | ◎ | |